

○大和市子育て支援施設条例施行規則

平成29年3月30日規則第20号

改正

平成29年7月31日規則第38号

大和市子育て支援施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市子育て支援施設条例（平成29年大和市条例第7号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（申込書に添えて提出する書類）

第2条 条例第7条に規定する申込書は、指定管理者指定申込書とし、同条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利用者登録）

第3条 条例第18条第2項の規定により、利用者登録を受けようとする者（以下「利用者登録申請者」という。）は、大和市子育て支援施設利用者登録申請書のほか指定管理者が別に定める書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用者登録の申請は、次に掲げる者の保護者も行うことができるものとする。

- (1) 送迎ステーションの利用日までに市内の幼稚園等に登園する予定の者
- (2) 市外の幼稚園等に登園し、又は登園する予定の者であって、送迎ステーションの利用日までに市内に転入する予定のもの

3 指定管理者は、第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用者登録を承認するときは、大和市子育て支援施設利用者登録承認通知書により、利用者登録申請者に通知するとともに、大和市子育て支援施設利用者登録簿に登録するものとする。

4 指定管理者は、利用者登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を承認しない。

- (1) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- (2) その他指定管理者が管理上その利用を不適当と認める者

5 指定管理者は、前項各号の規定により利用者登録を承認しないときは、その理由を付して、大

和市子育て支援施設利用者登録不承認通知書により、利用者登録申請者に通知するものとする。
(利用者登録の取消し等)

第4条 指定管理者は、前条第3項の規定により利用者登録の承認を受けた者（以下「登録利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者登録を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 指定管理者が管理上支障があると認めたとき。
- (3) 登録利用者が有料施設を利用しない旨を指定管理者に届け出たとき。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の規定により利用者登録を取り消した場合、当該取消しに係る登録利用者に大和市子育て支援施設利用者登録抹消通知書により通知するとともに、大和市子育て支援施設利用者登録簿から抹消するものとする。

(利用者登録の変更等)

第5条 登録利用者は、当該登録利用者の登録事項に変更があった場合は、速やかに大和市子育て支援施設利用者登録変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 登録利用者は、指定管理者が別に定める方法により、利用者登録の更新を行わなければならぬ。

3 指定管理者は、登録利用者が登録事項の変更又は利用者登録の更新を行わなかつた場合は、当該登録利用者の利用を停止することができるものとする。

4 前項の規定により利用の停止をしたときは、指定管理者は大和市子育て支援施設利用停止通知書により、登録利用者に通知するものとする。

(利用申請)

第6条 有料施設の利用の承認を受けようとする者（以下「利用申請者」という。）は、事前に大和市子育て支援施設利用申請書（以下「利用申請書」という。）を指定管理者に提出することにより利用申請をしなければならない。この場合において、送迎ステーションの利用の承認を受けようとする者は、当該利用申請書に大和市子育て支援施設利用者登録承認通知書の写し及び指定管理者が別に定める書類を添付しなければならない。

2 利用申請をすることができる期間は、次の各号に掲げる有料施設の区分に応じ、指定管理者が別に定める日から当該各号に定める日までとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 送迎ステーション

ア 午前7時から午後6時まで及び午後6時から午後7時まで（1月を単位に利用するものに

限る。) の利用に係るもの 利用月の前月の初日まで

イ 午後 6 時から午後 7 時まで (1 時間を単位に利用するものに限る。) の利用に係るもの 利用日の 1 週間前まで

(2) 託児室 利用日の 1 週間前まで

3 第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急かつやむを得ないと認めた場合は、利用申請書等を事前に提出せずに送迎ステーションを利用させることができるものとする。ただし、利用者は、その利用が終了した後、速やかに利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用承認等)

第 7 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定による利用申請があった場合は、指定管理者が別に定める基準によりその内容を審査し、利用を承認するときは大和市子育て支援施設利用承認通知書により、利用を承認しないときは大和市子育て支援施設利用不承認通知書により、その旨を利用申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第 8 条 利用者が当該承認に係る利用を取り消そうとするときは、次の各号の有料施設の区分に応じ、当該各号に定める日までに、大和市子育て支援施設利用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 送迎ステーション

ア 午前 7 時から午後 6 時まで及び午後 6 時から午後 7 時まで (1 月を単位に利用するものに限る。) の利用に係るもの 利用月の前月の 20 日まで

イ 午後 6 時から午後 7 時まで (1 時間を単位に利用するものに限る。) の利用に係るもの 利用日の 1 週間前まで

(2) 託児室 利用日の 1 週間前まで

2 指定管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、大和市子育て支援施設利用取消承認通知書により利用者に通知するものとする。

(利用承認の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、条例第 20 条第 2 項の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させた場合は、大和市子育て支援施設利用 (取消・中止) 決定通知書により、利用者に通知するものとする。

(利用料金の納付)

第10条 送迎ステーションの利用者は、条例第21条第2項に規定する利用料金を、1月を利用単位として利用する場合は利用月の初日までに、1時間を利用単位として利用する場合は利用日当日までに納付しなければならない。

2 託児室の利用者は、条例第21条第2項に規定する利用料金を、利用日当日までに納付しなければならない。

(利用料金の還付)

第11条 条例第22条に規定する利用料金の還付は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。ただし、1時間を利用単位とした利用に係る利用料金に対する還付は行わない。

(1) 条例第18条第1項各号に定める者が疾病、障がい等の理由により、月の初日から末日までの間に、有料施設を利用した日がない場合 利用料金の全額

(2) 前条第1項の規定により1月分の利用料金を納付した者が、当該利用料金に係る利用の初日までに条例第19条第1項の規定により利用の取消しを承認された場合 利用料金の全額

(3) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が定める額

2 利用者は、前項の規定により利用料金の還付を受けようとするときは、大和市子育て支援施設有料施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、大和市子育て支援施設有料施設利用料金還付決定通知書により利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者及び利用者の利用の目的に応じて入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職員が要求した場合は、利用者であることが確認できる書類等を提示すること。

(2) 承認された有料施設以外の施設、設備等を利用しないこと。

(3) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ち込まないこと。

(4) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ちこまないこと。

(5) 喫煙又は飲食しないこと。

(6) 許可なく物品を販売しないこと。

(7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(8) 指定管理者の指示に従うこと。

2 前項第2号から第8号までの規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者に準用する。

(破損又は滅失の届出等)

第13条 利用者は、施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(様式)

第14条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第14条、第15条及び別表（第1号様式に係る部分に限る。）の規定は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	大和市子育て支援施設利用者登録申請書	第3条
第3号様式	大和市子育て支援施設利用者登録承認通知書	第3条及び第6条
第4号様式	大和市子育て支援施設利用者登録簿	第3条及び第4条
第5号様式	大和市子育て支援施設利用者登録不承認通知書	第3条
第6号様式	大和市子育て支援施設利用者登録抹消通知書	第4条
第7号様式	大和市子育て支援施設利用者登録変更申請書	第5条
第8号様式	大和市子育て支援施設利用停止通知書	第5条
第9号様式	大和市子育て支援施設利用申請書	第6条
第10号様式	大和市子育て支援施設利用承認通知書	第7条
第11号様式	大和市子育て支援施設利用不承認通知書	第7条
第12号様式	大和市子育て支援施設利用取消申請書	第8条
第13号様式	大和市子育て支援施設利用取消承認通知書	第8条
第14号様式	大和市子育て支援施設利用（取消・中止）決定通知書	第9条
第15号様式	大和市子育て支援施設有料施設利用料金還付申請書	第11条

第16号様式	大和市子育て支援施設有料施設利用料金還付決定通知書	第11条
--------	---------------------------	------